

# 水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務プロポーザル実施要領

## 1 目的

水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務について、民間事業者が有する知識や経験、手法等の活用により、安定した運営はもとより、英語体験活動等を取り入れたプログラムの提供及び英語指導助手の専門性向上に関する体制を確立し、英語教育の質の向上を目的として実施する。

この要領は、水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務の派遣元事業者をプロポーザル方式で選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 派遣業務の概要

- (1) 名 称 水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務
- (2) 内 容 「水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務仕様書」中、「6 業務内容」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和 11 年 3 月 31 日まで  
(うち、実質派遣期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 23 日までとする。)
- (4) 概算見積限度額（契約上限額）445,968,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

業務開始後において、虚偽や違反があった場合、資格を解除するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定等により、水戸市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (2) 水戸市有資格請負業者名簿（委託業務・施設維持管理業等）に登載されている者にあっては、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成 6 年 4 月 1 日水戸市規程第 5 号）の指定に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあっては、当該規程の別表第 3、4 各号に掲げる入札参加資格停止措置基準に該当していないこと。
- (3) 宗教活動、政治活動を主目的とせず、継続的に公益的な社会貢献活動を行う法人又は団体であること。
- (4) 水戸市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 28 日水戸市条例第 2 号）に規定する暴力団員又は暴力団員等ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 法人格を有し、かつ本派遣業務の内容を十分理解した上で、業務を円滑に遂行できること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 茨城県内に事業所を設置している、又は、事業開始までに水戸市内に事業所を設置予定であること。
- (9) 茨城県内の 1 以上の自治体に対して 15 名以上の派遣労働者を派遣した実績を有する者であること。

## 4 公募方法

公募に関する情報は、水戸市ホームページにおいて、次のように行う。

- (1) 公募期間 令和 7 年 12 月 23 日（火）から令和 8 年 1 月 14 日（水）午後 5 時まで
- (2) 配布資料
  - ア 水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務プロポーザル実施要領
  - イ 水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務仕様書

ウ 提出用様式（様式1，2）

(3) 配布方法

水戸市ホームページよりダウンロードすること。

(4) 日程

内 容	日 程
公募開始（市ホームページ掲載）	令和7年12月23日（火）
プロポーザル参加表明書提出締切	令和8年1月14日（水）午後5時まで
質問書の提出期限	令和8年1月21日（水）午後5時まで
質問書に対する回答予定日	令和8年1月27日（火）
企画提案書等提出期限	令和8年2月3日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年2月中旬以降（改めて通知）
選定結果通知・公表	選定委員会実施後速やかに
契約の協議及び手続き	令和8年2月下旬以降

※日程は変更になる場合があります。

5 プロポーザル参加表明書等の提出

プロポーザル参加希望者（以下「希望者」という。）は、次の書類を提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 提出書類

①「**様式1 プロポーザル参加表明書**」（以下「表明書」という。）

②事業所に関するもの（各1部提出）

ア 定款、規約又はそれに類するもの

イ 国税、県税及び市税の完納証明書

ウ 事業者の概要が分かる資料

エ 表明書を提出する日の属する事業年度の事業計画書、予算及び前年度決算又はそれに類するもの

(2) 希望者は、提出期限（令和8年1月14日（水）午後5時必着）までに、表明書等を水戸市に郵送又は持参すること。

(3) 表明書等を持参して提出する際は、事前に下記連絡先へ開所時間内（開所日の午前8時30分から午後5時まで）に連絡し、水戸市が指定する日時に提出すること。また、郵送で提出する場合も、事前に郵送する旨を下記連絡先へ連絡すること。

【提出先・連絡先】

水戸市教育委員会総合教育研究所教育研究課 担当 坂，近藤

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-5 TEL:029-244-1331

(4) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和8年2月9日（月）

までに「**様式2 辞退届**」を提出することにより、辞退を認める。提出方法は、前述3号と同様とする。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年1月21日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールで、下記のメールアドレス宛て提出すること。電子メール以外の方法による質問には応じない。

メールアドレス：souken@city.mito.lg.jp

(3) 質問に用いる書類の様式は任意とし、次の項目を明記すること。

ア 表題は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

イ 事業者名、担当者の氏名、連絡先（所属、電話番号等）

(4) 質問に対する回答

令和8年1月27日（火）までに、全業者に対してあらかじめ届出のあったメールアドレス宛て電子メールで回答する。

## 7 プロポーザル提案書等の提出

表明書を提出した希望者は、次のとおりプロポーザル提案書（以下「提案書」という。）等を提出すること。

### (1) 提案書（正本1部、副本12部）

様式は任意とするが、次の事項を漏らさず記入すること。

#### ア 会社の概要

経営の基本理念、業務内容と実績、直近3年間（令和5年度から令和7年度）における年度ごとの全国の教育委員会との派遣及び業務委託について、契約数、英語指導助手の配置小・中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所、認定こども園数、英語指導助手の配置人数

#### イ 英語指導助手の採用体制

英語指導助手を採用する組織体制、採用基準、採用方法

#### ウ 英語指導助手の研修体制

英語指導助手の研修に関する組織体制、採用後の研修期間及び研修内容、配置後の研修回数及び研修内容、勤務評価及び評価後の指導体制・指導内容

#### エ 英語指導助手の管理体制

英語指導助手の勤務状況の把握方法、健康診断の実施状況、連絡及び相談体制、欠勤及び遅刻の際の対応方法、トラブル等への対応体制

#### オ 英語指導助手の保険加入についての基本的な考え方と経費の取扱い

カ 小中学校の教育全般、国際理解教育、小中学校における外国語の授業及び幼稚園・保育所・認定こども園における英語遊びに対する基本的な考え方

キ 小中学校の外国語活動及び幼稚園・保育所・認定こども園の英語遊びにおける英語指導助手の役割に対する基本的な考え方

ク 「水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務仕様書」の「6 業務内容」に対する会社としての対応

ケ 「水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務仕様書」の「9－（2）派遣労働者の条件」及び「16 派遣元の責務」に対する会社としての対応

コ 「改正労働者派遣法」に基づく英語指導助手の派遣契約及び派遣業務に対する基本的な考え方

サ 発達段階に応じた英語力向上のための効果的な独自の提案、施策などのPRについて

(ア) 幼稚園・保育所・認定こども園において、英語にふれ、英語に対する興味や好奇心を育むための提案

(イ) 小学校において、コミュニケーションの素地や基礎となる資質能力の育成のための提案

(ウ) 本市総合計画に掲げる「CEFR A1（英検3級）相当の割合70%（中学校卒業時）」の達成に向けた提案

### 【提案書に関する留意事項】

(ア) 提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いること。（白黒・カラーいずれも可）

(イ) 本編は、A4判長辺綴じ、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合は、A3判を折り込んで作成するものとする。

(ウ) 文字は、11ポイント以上を使用し、フォントは明朝体とする。

(エ) 提案内容は、全て見積金額の範囲内で実施可能なものとし、根拠も含め、できる限り具体的であること。なお、本派遣業務契約後に提案が実施できなくなった場合は、代替策を実施することで同等程度の効果を得ることとし、そのための追加費用は派遣元事業者が負担すること。

(オ) 社名は正本のみに表示し、副本には提案者を特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。

(カ) 提案書の著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、審査等必要に応じ、提案書等を複写する場合がある。

- (キ) 提案書の返却は行わない。なお、提案書は本プロポーザルにおける選考のみに使用する。
- (2) 概算見積書（正本1部、副本12部）  
 ア 様式はA4判で任意とし、業務名称及び金額（消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格）を記載すること。  
 イ 正本のみ代表者印を押印すること。  
 ウ 提案書の内容を適切に反映すること。
- (3) 提出期限 令和8年2月3日（火）午後5時まで  
 ※郵送の場合には、令和8年2月3日（火）必着
- (4) 提出方法 事前に下記連絡先へ開所時間内（開所日の午前8時30分から午後5時まで）に連絡の上、持参又は郵送により提出すること。  
 ※提出する提案は1案のみとする。  
 ※要求した内容以外の書類等については受理しない。
- (5) 提出・連絡先 水戸市教育委員会総合教育研究所教育研究課（〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-5）TEL：029-244-1331 担当 坂、近藤
- (6) 追加及び変更 提出後の提案書の差替え（追加及び変更等）は、提出期限までの間に限り認める。

## 8 事業者の選定等

- (1) プレゼンテーション  
 ア 実施日  
 令和8年2月中旬以降（改めて通知）  
 イ 実施時間  
 1事業者につき40分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内）とする。  
 ウ その他  
 (ア) プレゼンテーションの実施日時、場所、その他留意事項は別途通知する。  
 (イ) プレゼンテーションは、非公開とする。  
 (ウ) プレゼンテーションは、前記5及び7で提出された資料をもとに行うものとし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。  
 (エ) プレゼンテーションは、採用となった場合に本市の直接の担当となる正社員が行うものとする。  
 (オ) 出席人数は、説明者を含めて4名までとする。  
 (カ) パワーポイント等による実施を認めるが、提出された提案書に基づくものとする。  
 (キ) プロポーザルに用いる機器の持参及び使用は可能とするが、使用する場合は、本市へ事前に確認をすること。また、机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、当日使用する場合は、希望者が準備を行うこと。
- (2) 選定方法等  
 ア 事業者の選定に当たっては、水戸市立学校等英語指導助手に係る労働者派遣業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、同委員会において選定するものとする。  
 イ 提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、最優秀事業者及び次点事業者を各1者選定するものとする。  
 なお、審査は非公開とする。  
 最優秀事業者に選定された者とは、随意契約に向けた交渉を行うものとする。  
 ウ 最優秀事業者に選定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は、最優秀事業者に選定された者が後記9の要件に該当したとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点事業者に選定された者と交渉を行うものとする。  
 エ プロポーザル参加希望者が多数の場合には、提案書の評価による一次審査を実

施し、対象者を限定した上でプレゼンテーションを行うこととし、その場合は別途連絡する。

オ 希望者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

カ 選定委員会の各委員の評価点の合計（得点）が最も高い者を最優秀事業者とし、次に高い者を次点事業者として選定する。

### (3) 評価項目及び採点基準等

提案書等並びにプレゼンテーションの内容についての評価項目及び配点等は、下記のとおりとする。

	評価項目		配点	A	B	C	D	E
	項目	内容						
1	会社概要及び実績	① 企業コンセプト、業務内容、従業員及び直近3年間の同種業務の実績	10	10	8	5	2	0
2	AETの採用体制	② AETの採用体制、採用方法及び採用基準	10	10	8	5	2	0
3	AETの研修体制	③ 幼・保・認こ及び学校配置前及び配置後の研修体制	10	10	8	5	2	0
4	AETの管理体制及び連携体制	④ AETの管理体制（労務管理、勤務評価、連絡・相談体制）	10	10	8	5	2	0
		⑤ 教育委員会及び学校との連携体制	10	10	8	5	2	0
5	危機管理体制	⑥ 危機管理体制（事故、トラブル、欠員等）	20	20	15	10	5	0
		⑦ 法令遵守	10	10	8	5	2	0
6	派遣業務における具体的な提案	⑧ 本市英語教育への提案（質の高い授業の提案）	20	20	15	10	5	0
		⑨ レッスンプラン内容、教材・教具の内容	20	20	15	10	5	0
		⑩ AETを活用した効果的な提案等	20	20	15	10	5	0
		⑪ 英語教育に関する教職員に向けた研修への指導等	10	10	8	5	2	0
		⑫ その他の独自提案 ※契約の範囲内において、それぞれの発達段階に応じた英語力向上のための効果的な提案 (幼・保・認こ及び小、中学校それぞれにおける提案)	30	30	24	15	6	0
		⑬ 提案内容と比較した見積価格の適正さ	10	10	8	5	2	0
7	見積書	⑭ 見積価格が最も低いものを満点とし、2位以下の評価点1位の評価を受けた最低価格との比率を用いて算出する。評価点は、小数点第1位を切り捨て、整数値で求める。	10	【評価点】 =配点（10点）×（最低提案見積価格/当該提案見積額）				

合計 200 点

※ 評価については、A「特に優れている」B「優れている」C「普通」D「やや劣る」E「劣る」の5段階で評価を行う。

※ A E T … Assistant English Teacher の略で、日本語では英語指導助手のこと。

※ 幼・保・認こ…幼稚園・保育所・認定こども園

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、プレゼンテーション参加者に最優秀事業者及び次点事業者の名称並びに結果を文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。  
なお、選定経緯及び選定結果等に関する問合せ及び異議等は、一切受け付けない。

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 契約締結までの間に市長の指名停止の措置を受けた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込）が前記2－(4)の概算見積限度額を超えている場合
- (5) 提案書等の提出について、定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (6) 提案書等の提出について、記載された事項が「実施要領」及び「提案書に記述する内容」に適合しない場合

10 契約

(1) 仕様の調整

最優秀事業者と本市で、最優秀事業者による提案書をもとに事業内容について協議し、仕様内容の調整を行う。なお、本派遣業務の全てを再委託することは一切認めない（提案書の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議の上、書面によりその承認を得てから行うものとする。

(2) 見積書の提出

最優秀事業者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

(3) 次点事業者との協議

最優秀事業者が派遣業務契約を締結できない何らかの理由が生じた場合又は協議が整わない場合には、次点事業者と当該派遣業務契約について協議を行う。

(4) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、水戸市財務規則に定めるところによる。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出期限後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された提案書等については、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）に基づく開示請求の対象となる。
- (5) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加者が追うものとする。
- (6) 本プロポーザルは、令和8年度予算の成立を前提にした準備行為として行うものである。このため、本事業予算が不成立の場合、本派遣業務の契約を締結しないことがある。
- (7) 本要領に定めのない事項が生じたときには、公正性を考慮の上、適宜本市が判断するものとする。